

## 中期的な財政改革の具体的取組と効果額

### 1 行政の効率化・スリム化 【収支改善目標額(一般財源):100億円程度】

行政内部の経費節減努力として、「総人件費の抑制」、「内部管理経費の縮減」及び「外郭団体の見直し」を職員団体など関係機関と協議しながら進めます。

収支改善目標額としては、「総人件費の抑制」で90億円程度、「内部管理経費の縮減」と「外郭団体の見直し」で10億円程度を目指します。

#### (1)総人件費の抑制

##### ア．給与の縮減・見直し

###### 給与のカット

平成15年度から特別職、一般職及び議員の給料・報酬をカットしてきましたが、平成16年度から段階的にカット率を引き上げます。また、諸手当も平成17年度からカットします。

###### 特別職

(H16.4.1~H19.3.31)

知事：20%、副知事・出納長・常勤の監査委員・教育長：15%

(H17.4.1~H19.3.31)

期末手当に連動

議員(H16.4.1~H18.3.31)

議長：20%、副議長・議員：15%

###### 一般職

(H16.8.1~H17.3.31)

部次長級：10%、課長級：8%、その他：4~5%

(H17.4.1~H19.3.31)

・部次長級：10%、課長級：8%、その他：6%

・諸手当に連動

###### 手当の見直し

国や他の都道府県の動向などを考慮し、各種手当を見直します。

時間外勤務手当の縮減(数値目標：対前年度比H16：15%、H17：20%、H18：25%、警察を除く)

- ・上限時間の設定
- ・週休日振替の促進
- ・事前命令の徹底
- ・深夜及び週休日の時間外勤務命令の原則禁止
- ・ノー残業デーの遵守

###### 退職手当の見直し

- ・退職時特別昇給の廃止

###### 特殊勤務手当の見直し

- ・看護業務従事手当、病院業務従事手当等の見直し

###### 寒冷地手当の廃止

##### イ．職員定員の削減

平成15年4月から平成24年4月までの10年間で一般行政部門・教育部門(教員を除く)・警察部門(警察官等を除く)職員数の10%の約500人を削減する計画を前倒しし、平成20年4月までの6年間で達成します。

市町村の合併に伴う地方機関の見直しや財政改革に伴う業務量削減により、上記500人削減に加えて、さらに職員数を削減します。

新規採用職員数について必要最小限の人数に抑制します。

嘱託・臨時職員を削減します。

嘱託・臨時職員については、必要性や業務内容を勘案し、必要最小限の任用とします。採用に当たっては、競争試験を導入します。また、嘱託職員の単価を見直します。

## (2)内部管理経費の縮減

### 県立機関の見直し

#### 地方機関

「地方機関見直し検討報告書」の方向性に沿って再編を進めます。また、事務事業の見直し・削減の具体化を組織人員に反映させ、本庁・地方機関を通じて、さらに踏み込んだ見直しを実施します。

- ・地方機関が果たす機能は、県が担うべき機能及び本庁や市町村との役割分担を明確にして、簡素化・効率化の観点から整理します。
- ・地方機関の配置は、原則として県東部、県西部及び隠岐地区の3カ所を基本に機能ごとに集約を図ります。なお、保健所業務など県民サービスを直接提供する部門や、公共事業部門など現場そのものが相手の県事業実施部門などについては、その利便性や現場性に配慮して配置します。
- ・従来の支所や出張所は縮小・統合します。

#### 県立学校

「県立学校後期再編成計画」に基づき統廃合を進めます。

当面、平成18年度において益田工業高校と益田産業高校を統合します。

#### 警察署

「警察署再編計画」に基づき、平成17年4月に

- )三成警察署、掛合警察署及び木次警察署
- )平田警察署、大社警察署及び出雲警察署
- )温泉津警察署及び大田警察署

をそれぞれ統合します。

#### 県立大学・県立短期大学の改革

自主的かつ自立的な運営を図るため、県立3大学（島根県立大学、島根女子短期大学及び看護短期大学）について、統合、法人化等の改革を検討し、平成19年4月の実現を目指します。

### 庶務事務の見直し

内部管理部門の簡素化を図るため、本庁及び圏域単位の地方機関の庶務（給与・旅費・福利厚生・物品管理・施設管理・宿舍管理等）及び出納業務を集中して行います。

### 試験研究機関の見直し

試験研究の分野で県が果たすべき役割を明確にしたうえで、研究テーマの取捨選択を行い、機関の統廃合も視野に入れて、人材・予算の集中化、効率化を進めます。

### その他内部管理経費の縮減

- ・電子システム関係経費について、縮減を図ります。
- ・被服貸与等福利厚生関係経費について、被服貸与品の更新期間の延長など被服貸与等規程の見直しを行います。
- ・公用車について、管理台数の縮減を図るとともに、用途や運行範囲などを検証の上、軽自動車の導入を行います。また、環境に配慮して低公害車の導入を促進します。さらに、自動車の性能向上や民間の平均使用年数の長期化にあわせ、更新基準を見直します。
- ・施設のライフサイクルコスト（注）の縮減や長寿命化の手法を検討します。

（注）ライフサイクルコストとは、長期的に見た建物にかかわる費用、つまり、建物を建設、維持（メンテナンス費、修繕費、エネルギー費、光熱水費等）、処分するためにかかる、全てのコストをいいます。

## (3)外郭団体の見直し

### 団体の統合等あり方の見直し

中期財政改革の取組、指定管理者制度の導入を機に、各団体の自主的な経営努力を促すとともに、団体の統合・解散、人員の削減等団体のスリム化などあり方について見直しを進めます。

県出資割合が50%以上の団体（現在22団体）について、団体数の3割程度の削減を目標に、団体の統廃合、県出資比率の引下げ等に取り組みます。

### 県の関与の縮小

団体の自立性を高めるために県関与の必要性を十分検証し、県の委託・補助について事業費の縮減を図るとともに、役員就任（代表者には原則就任しない）・県職員派遣・県OB職員についても最小限となるよう漸減するなど、県の財政的・人的関与の縮減を図ります。

外郭団体における事務執行等の見直し

「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」に基づき、「経営評価」を実施し、出資法人の設立目的と事業内容の適合性、業務遂行の効率性、事業の採算性その他出資法人の経営目的に応じて必要な視点から、当該出資法人自らが経営全体を分析し、その結果に基づき総合的に評価を行い、事務事業の見直し・効率化を図ります。(対象：27団体)

公の施設の管理について指定管理者制度(注1)の導入により住民サービスの向上を図るとともに経費を削減

- ・県立施設としての必要性を検証し、存続する公の施設については、原則として指定管理者に管理を代行させます。
- ・管理(場合によっては事業も併せて)に必要な人役・人件費単価について、これまでの委託先団体の所要額積算から、同類施設統一の理論的積算(標準人件費)に変更します。
- ・公の施設に、利用料金制度(注2)を適用する施設数を増やし、これまで管理委託者の経営に無関係であった料金収入が管理委託者の収支に反映されることにより、収入確保や経費節減など、管理委託者の経営努力を促します。
- ・また、利用料金制度導入以外の施設でも、一定額以上の収入があった場合、管理経費に一部上乘せするようなメリットシステムを導入し、管理委託者の経営努力を促す仕組みを検討します。

(注1) 「指定管理者制度」とは、地方公共団体が公の施設の管理を委託する場合、従来は地方公共団体の出資法人・公共団体・公共の団体に限り認められていましたが(管理委託制度)、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月に公布、同年9月から施行され(経過措置期間3年)、地方公共団体が指定するものを「指定管理者」として管理を代行させるものです。指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、幅広く民間事業者等もその対象となりました。この制度の導入により、住民サービスの向上や当該施設の管理に要する人員・経費の削減が見込まれます。平成16年度では「花ふれあい公園」の管理に指定管理者制度を導入しました。

(注2) 「利用料金制度」とは、平成3年地方自治法の改正により創設されたもので、公の施設の管理の委託を受けた者(管理委託者)に当該施設の利用にかかる料金(利用料金)を当該管理委託者の収入として収受させることができる制度です。現在、くにびきメッセ、アクアス、三瓶山北の原野営場に適用されています。

## 2 事務事業の見直し 削減 【収支改善目標額(一般財源):200億円程度】

### (1)基本的な考え方

事務事業の見直しを通じて、当初予算編成段階において平成18年度までに、150億円程度(うち、「公共事業枠」及び「部局調整枠」で100億円程度、「重点化予算枠」、「特別需要枠」及び「地域予算枠」で20億円程度、「義務的経費等」で30億円程度)の収支改善を目指します。

なお、事務事業の見直しにより150億円程度の収支改善を図ることを基本としますが、県単独施策の廃止・縮減を図ることにより著しい県民サービスの低下をもたらし、県民の理解を得ることが困難であると考えられる場合には、県単独の施策の廃止・縮減にかえて、最大50億円程度の規模で一部の税目に超過課税を導入し、県民の皆様に追加的負担をいただくことにより、県単独の施策を存続することも検討します。

このほか、当初予算編成後も、執行段階での徹底した節減や予算を上回る歳入確保に努めることにより決算段階で50億円程度の収支改善を図ります。

### (2)予算編成上の経費区分ごとの対応

#### A 各部局への枠配分に係るもの

県の歳出構造は、10ページで説明したとおり、義務的経費や固定的な経費で大半を占めており、県の判断で事業量の伸縮可能なものは、原則概ね半減が必要です。

このような状況を踏まえ、各部局に予算の総枠を示し、個別事業への配分は各部局に委ねる方式で予算編成を行っている経費については、下記の考え方により予算枠の縮減を図り、全体として平成18年度までに100億円程度の収支改善を目指します。